

平成 2 7 年 度

定 期 監 査 報 告 書

山 武 市 監 査 委 員

山 監 第 94 号
平成28年2月25日

山 武 市 長	椎 名 千 収 様
山 武 市 議 会 議 長	宍 倉 弘 康 様
山 武 市 教 育 委 員 会 委 員 長	小 野 崎 一 男 様
山 武 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	伊 藤 公 文 様
山 武 市 農 業 委 員 会 会 長	遠 藤 幹 夫 様

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 大 川 義 男

平成27年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

この監査の結果に基づき、または、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知してください。

定期監査結果報告書

1. 監査の対象及び範囲

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事務の管理

<一般会計・特別会計>

- ・総務部
総務課、企画政策課、財政課、市民自治支援課、消防防災課、東京オリンピック・パラリンピック戦略推進室
- ・市民部
市民課、国保年金課、課税課、収税課、各出張所
- ・保健福祉部（関連施設等含む）
社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康支援課
- ・経済環境部
農林水産課、わがまち活性課、環境保全課
- ・都市建設部
土木課、都市整備課
- ・教育部（関連施設等含む）
教育総務課、学校教育課、学校給食センター、生涯学習課、成東中央公民館、松尾公民館、図書館、文化会館、スポーツ振興課、さんぶの森公園管理事務所

- ・会計課
- ・議会事務局
- ・選挙管理委員会事務局
- ・固定資産評価審査委員会事務局
- ・監査委員事務局
- ・農業委員会事務局

<企業会計>

- ・水道課

2. 監査の実施期日及び場所

平成27年11月5日・6日・9日・10日・11日
山武市役所 監査委員事務局室

3. 監査の方法

監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかを基本として、各部課等から提出された資料に基づき事前に予備調査を行い、監査執行期日には、各担当部課長から説明を受け、監査を実施しました。

本年度の重点項目は以下のとおりです。

- ① 歳出予算執行状況に関すること
- ② 収入確保状況に関すること
- ③ 補助金の交付状況に関すること
- ④ 平成26年度定期監査指摘事項の措置状況に関すること

4. 監査の結果

各部課等の所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認めます。

所管する事業の歳出予算の執行率をみると、負担行為率が50%に満たない事業が多く発生している課があります。年度末に、予算消化のために不用・不急の物品購入等をするといった駆け込み消費をすることなく、またそのことで年度末に事務が集中し、処理がおろそかになる可能性もあると考えられることから、市民の目線に立った計画的な事業の執行に心掛けると同時に、市の置かれている厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用するよう取り組むことを望みます。

上半期において着手できない事業や大幅に遅れている事業については、早い段階で判断し、適切な手続きをとるよう努めてください。

収入の確保については、早期に接触を図り新たな収入未済防止に努めるなどの対応により、一部を除き前年度の同時期に比べ、収納率はわずかですが上がっています。収入確保と負担の公平性を期するため、債権を適正に管理し、収入未済額の減少になお一層の尽力を注いでください。また、債権の徴収困難な事案の滞納整理業務は、収税課債権回収対策室と綿密な連携のもと、債権の整理を含め未収債権の縮減に向け努力するよう切望します。

補助金の交付については、事業が補助目的に合致しているか、十分な成果を上げているか、費用対効果などの観点から制度の継続も含め、その補助金の必要性及び効果等について十分に検証を行い、透明性、公平公正の確保に努めながら執行するとともに、前例踏襲に捉われず、所期の目的を達成したのものや、用途が目的達成のための適性を欠くもの等については、実態に即した見直しをするよう要望します。

◎ 監査意見

各課に対する監査意見が付されたものは以下のとおりです。一部に事務処理の改善又は検討を要する事項が認められました。これらについては、その内容を十分に検討し速やかに必要措置を講ずるなど今後の事務処理及び事務執行に当たられるよう望むものです。

なお、簡易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、訂正や改善を行うように口頭で指導を行いました。

総務部

総務課

- ・ 補助金の交付等事務については、交付要綱に沿って的確に対応されていることは承知していますが、監査の検査項目につき要求されているものが複数欠けていましたので、遺漏のないよう確認し監査に臨まれるようお願いします。

企画政策課

- ・ 補助金の交付等の事務については、確定通知書の日付の誤りや提出書類の内容の確認・審査が不十分なものが見受けられましたので、今後は厳正に審査・確認を行い、適正な処理を行うよう望みます。

市民部

市民課

- ・ 補助金の交付等の事務において、一部を活動費として各支部や各班といった活動の主体に助成している補助金については、その対象となる事業の内容や経費の執行を余すことなく確認し、その資料を添付するとともに、引き続き的確に対応することを切望します。

保健福祉部（関係課において関連施設等含む）

社会福祉課

- ・ 補助金の交付等の事務について、提出書類の中で、補助団体の収支決算における監査を団体の会長が行っていましたが、会長は監査できませんので、正式なものを団体に求めてください。また、交付決定通知書中の日付に誤りがありましたが、これは公文書ですので誤りのないよう適正に対応するよう切望します。

健康支援課

- ・ 補助金の交付等の事務について、各支部へ活動補助として助成しておりますが、その会計の中に補助金を上回る繰越金を有している支部があります。翌年度の総会費用としての繰越という事情もあるということですが、それに見合った支出が見られませんので、補助金の必要性、活用のあり方等を十分に検討し、実態に即した見直しを求めてください。

経済環境部

農林水産課

- ・ 補助金の交付等の事務について、概算払いにより補助金を交付し、事業完了後に補助金が確定し返還金が発生している場合の取扱いについては、額の確定通知書と納付書で処理していますが、各交付要綱に補助金の返還についての規定がないので、山武市補助金等交付規則第19条第2項の規定に沿った対応を検討してください。

都市建設部

土木課

- ・ 前年度の繰越事業を完了し、当年度の事業にかかるという中で、大型でしかも困難な事業等を多く抱えており、執行率がかなり低い事業が多数みられます。今後、事務計画どおりに進んだとしても、用地交渉や関係機関との協議等もあり時間をかなり要することが予想されますので、その事業が完了するかどうかが早い段階で判断し、適切な対応をお願いします。

教育部（関係課において関連施設等含む）

生涯学習課

- ・ 補助金の交付等の事務について、申請に必要な添付書類の不備や、提出書類に記載誤りがありました。今後は厳正に審査・確認を行い、速やかに事務処理を行うよう望みます。

スポーツ振興課

- ・ 補助金の交付等の事務については、交付申請書の受付印の不鮮明なもの、実績報告書に受付印のないものや、添付書類の審査・確認が不十分と見受け

られるものが散見されましたので、書類の審査・確認には細心の注意を払い、適正に処理するよう要望します。

- ・ 例月現金出納検査時に、随意契約が認められる範囲内で短期間に同事業者と複数件の事業委託契約が見受けられました。

今後は、契約の透明性および経済性を確保する観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の要件に該当するかどうか慎重に判断し、前例踏襲することなく適正な事務処理に努めてください。

成東中央公民館

- ・ 補助金の交付等の事務については、規則に沿って的確に対応していますが、監査の検査項目につき要求されているものが複数欠けていましたので、遺漏のないよう確認し監査に臨まれるようお願いいたします。